

新潟市「地域で弁当交流応援事業」

登録店向け マニュアル

事業実施期間

令和3年3月1日(月)～令和3年6月30日(水) ※予算がなくなり次第終了
(登録店募集期間:令和3年2月16日(火)～令和3年6月30日(水))

補助内容

団体・企業※が購入する弁当・折り詰め(以下「弁当」という)代の一部を補助

※個人での利用、冠婚葬祭での利用は対象外。
※宗教活動・政治活動を目的としたもの、暴力団又はその構成員、反社会的な活動をする団体の利用は対象外。

利用条件

- **税抜き単価3,000円以上の弁当を10個以上購入する場合**
(※酒類除く。オードブルは対象外)
- 持ち帰り又は配達

補助金額

1個あたり税抜き価格の1/2(上限2,000円) ※円未満切り捨て

事業の流れ

1 予約・注文



利用者が登録店に弁当を予約します。

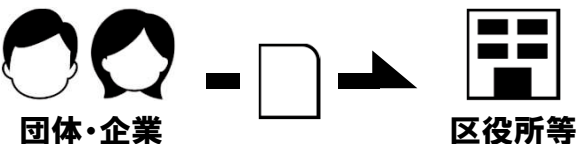
登録店に行ってください・注意事項等

利用者は、コミュニティ協議会や自治会など各種団体又は企業です。

※個人及び冠婚葬祭を目的とした利用は対象外です。
※宗教活動・政治活動を目的としたもの、暴力団又はその構成員、反社会的な活動をする団体の利用は対象外です。

△市の補助は、税抜き単価3,000円以上、10個以上の弁当の購入が対象です。予約を受け付ける際はご注意ください。

2 利用申し込み

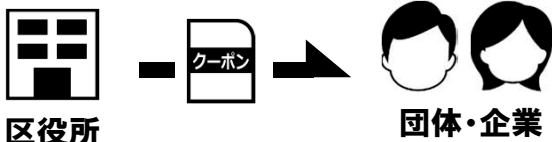


利用者が区役所等に利用申込書を提出します。

- 利用者が行います。

・利用者は、登録店に予約した後、市へ利用の申し込みを行い、市は資格の確認を行います。

3 クーポンの交付



区役所が利用者にクーポンを交付します。

- 区役所が行います。

・「クーポン」が交付されない場合があります。
(例:個人の利用、冠婚葬祭での利用など)

4 サービスの提供



登録店



団体・企業

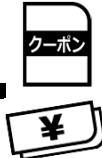
登録店が利用者にサービスを提供します。

- 弁当を提供してください。提供方法は、持ち帰り（テイクアウト）でも配達（デリバリー）でも構いません。
※販売店舗内での飲食はできません。
- 「クーポン」を利用するかどうかについて、市から事前連絡はいたしません。会計時に、利用者にご確認ください。

5 支払い



団体・企業



登録店

利用者が登録店にクーポンを提出し、補助上限金額を差し引いた金額を支払います。

- クーポンの原本をもらってください。
△新潟市の収受印（丸い印）のあるものが原本です。
- 合計金額から、クーポンに記載の「補助上限金額」を差し引いた金額を利用者から受領してください。
- 「クーポン」に記載の補助上限金額が変更になる場合
△「クーポン」に記載の金額が上限となります。当日の増額は、認められません。

注意！当日、弁当の個数が減った場合

「クーポン」の「補助上限金額」ではなく、以下の金額が補助額になります。

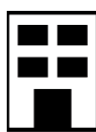
1個あたりの税抜き価格の1/2（1円未満切り捨て：上限2,000円）×個数

△弁当10個以上、税抜き単価3,000円/個以上であることが必須であり、条件に満たなくなった場合は補助対象外となります。

6 補助金の申請



登録店



区役所

登録店が区役所に補助金を申請します。

- ・提出は随時、受け付けます。
- ・郵送による申請も可

- 以下の書類を、所在区の産業担当課へ提出してください。

- ① 新潟市地域で弁当交流応援事業補助金交付申請書兼実績報告書
- ② クーポン（原本）
- ③ 利用日・弁当個数・単価等内訳のわかる売上明細書

【提出〆切】

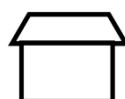
○令和3年3月分：令和3年3月31日（水）

○令和3年4～6月分：添付するクーポンの利用日から1か月以内（※ただし1枚の実績報告書に、利用日の異なる複数枚のクーポンを添付する場合は、最後の利用日から1か月以内）

7 補助金の交付



区役所



登録店

区役所が申請書類を審査の上、補助金を振り込みます。

- 実績報告書が市に到着してから、概ね10日以内に指定の口座に振込みます。

補助金の申請・お問合せ先

店舗が所在する区役所へお願いします。

補助金交付申請書 提出先・お問い合わせ先	郵便番号	住 所	電話番号
北区役所産業振興課	950-3393	北区東栄町1-1-14	025-387-1356
東区役所地域課	950-8709	東区下木戸1-4-1	025-250-2170
中央区役所地域課	951-8553	中央区西堀通6-866(NEXT21 5階)	025-223-7054
江南区役所産業振興課	950-0195	江南区泉町3-4-5	025-382-4809
秋葉区役所産業振興課	956-8601	秋葉区程島2009	0250-25-5689
南区役所産業振興課	950-1292	南区白根1235	025-372-6507
西区役所農政商工課	950-2097	西区寺尾東3-14-41	025-264-7603
西蒲区役所産業観光課	953-8666	西蒲区巻甲2690-1	0256-72-8417

クーポン・利用者に関するお問い合わせ先	郵便番号	住 所	電話番号
北区役所地域総務課	950-3393	北区東栄町1-1-14	025-387-1115
東区役所地域課	950-8709	東区下木戸1-4-1	025-250-2120
中央区役所地域課	951-8553	中央区西堀通6-866(NEXT21 5階)	025-223-7025
江南区役所地域総務課	950-0195	江南区泉町3-4-5	025-382-4624
秋葉区役所地域総務課	956-8601	秋葉区程島2009	0250-25-5670
南区役所地域総務課	950-1292	南区白根1235	025-372-6605
西区役所地域課	950-2097	西区寺尾東3-14-41	025-264-7172
西蒲区役所地域総務課	953-8666	西蒲区巻甲2690-1	0256-72-8161

以下の注意事項を確認したうえで、本書をご利用店舗へ提出してください。

《注意事項》

1. 本クーポン（予約確認書）（以下「クーポン」という。）は、利用申込書の「①利用店舗、③利用日」のみ有効です。利用店舗、利用日を変更される場合は再度申し込みが必要です。

2. 「①利用店舗」へクーポンを提出し、補助上限額④を差し引いた金額を支払ってください。
消費税は全額利用団体・企業負担です。

なお、「②利用内容」に変更があった場合は次のとおりとなります。

(ア) 「1個あたりの価格」が変わった場合

□ 再度申し込みが必要です。

(イ) 「購入個数」が増えた場合

□ 補助上限額は変わりません。補助の増額を希望される場合は再度申し込みが必要です。

(ウ) 「購入個数」が減った場合

□ 減少後の購入個数が 10個以上の場合は、クーポンをそのままご利用いただけます。

ただし、補助上限額は実際の購入個数分のみとなります。

□ 減少後の購入個数が 10個未満となった場合は、クーポンは無効となり、全額利用団体・企業負担となります。

3. 会食は避け、お弁当は原則各自お持ち帰りをお願いします。